



山鹿市選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、選挙人名簿の登録日を下記のとおり定めた。

令和7年5月12日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 東 栄 二 郎



記

選挙人名簿の登録基準日

令和7年6月1日

同基準日に係る選挙人名簿の登録日

令和7年6月2日